

職業安定分科会（第227回）	参考資料 2
令和8年9月25日	

（参考資料）

**令和6年能登半島地震等後の石川県内事業所における
産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース)の
活用状況等及び今後の対応方針について**

産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の延長について

令和 7 年12月16日
第218回労働政策審議会
職業安定分科会資料 3 - 3（一部加工）

1 事業の目的

能登地域の地震・豪雨の被災地については、令和 6 年以内に地震と豪雨災害が重なるという極めて特異な被災状況と、半島地形、著しい高齢化、過疎という地理的・社会的制約条件が複合している特殊性を踏まえ、令和 7 年内限りの特例措置として、産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）による在籍型出向支援に加えて、雇用調整助成金の臨時特例を実施してきたところ。

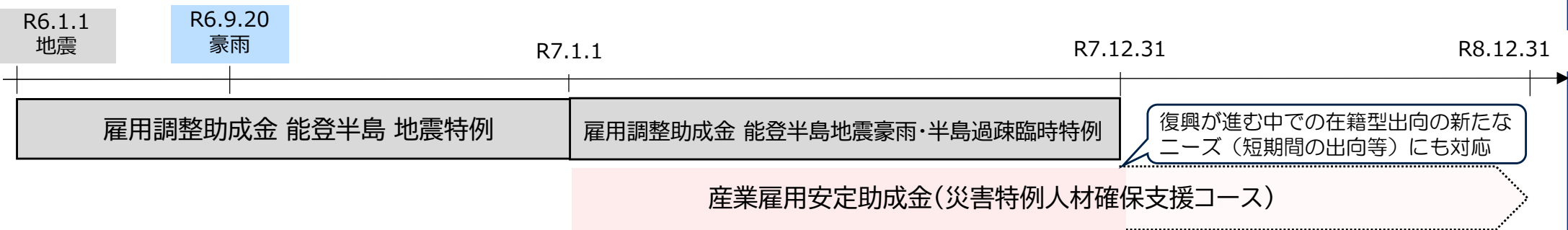
しかし、被災地の現状を見ると、上述の特殊な地理的・社会的制約条件に起因して出向先を確保しにくいこと、復興の進捗に伴い元の職場での業務が増え、「半分以上は出向先で勤務」との助成要件を満たしにくくなっていること等の事情から、未だ多くの労働者が休業し続けている状況。

そこで、地元自治体による雇用創出の主体的取組等が行われることも踏まえ、被災地の雇用環境が平時に復する道筋を円滑にする観点から、産業雇用安定助成金による在籍型出向支援について、部分出向に係る要件を緩和した上で、1 年間延長することとする。

なお、雇用調整助成金の臨時特例については、休業の長期化が働く方の意欲やスキル維持に及ぼす影響にも鑑み、予定どおり本年末で終了する。

2 事業の概要

★地震かつ豪雨の被害を受けた地域（ハローワーク七尾、ハローワーク輪島管内）の事業所が対象



○産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）助成率

出向元事業主及び出向先事業主に対して、出向中に賃金に要する経費の一部を助成 中小企業4/5、大企業2/3 ※1人1日当たり出向元・出向先の計8,870円を上限

事 項		現行制度	見直し後
1	支給対象期間の延長 (出向労働者 1 人当たりの支給対象期間)	令和 6 年12月17日～令和 7 年12月31日 (365日) ※コロナ禍の産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)は、支給対象期間を当初365日から730日に延長	令和 8 年12月31日まで 1 年間延長 (730日) → 省令事項
2	部分出向 ※労働者が出向元企業及び出向先企業の両方で勤務する形態	出向期間中、出向先事業所で勤務する日数が出向元の所定労働日数の 半分以上 であること。 (例) 週 5 日勤務の場合、週 3 日以上出向先での勤務が必要	出向期間中、出向先事業所で勤務する日数が出向元の所定労働日数の 1/5以上 であること。 (例) 週 5 日勤務の場合、週1日以上出向先での勤務が必要 → 要領事項
3	申請手続きの簡素化	・ 申請書類の項目の簡略化・省力化 ・ 2 回目以降の添付書類の省略 等 → 要領事項 (令和 7 年10月 1 日実施済) 1	

石川県における在籍型出向の実施状況（令和8年8月末時点）

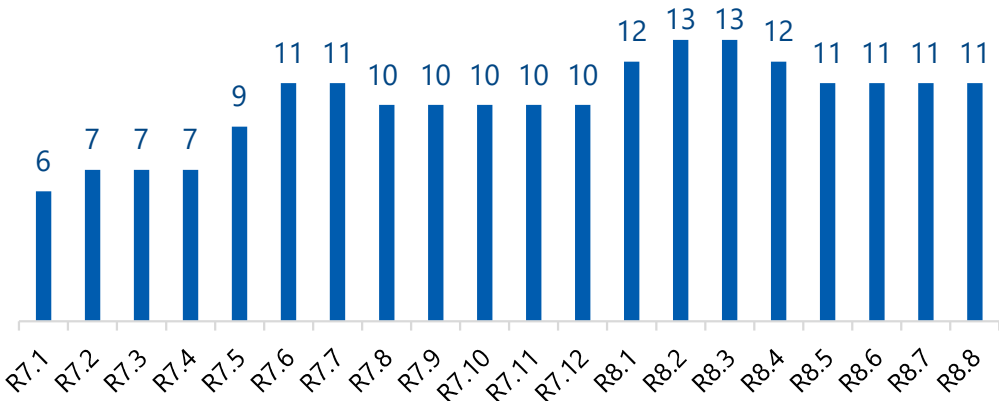
- 産業雇用安定センターにおける支援の結果、石川県内の出向実績は令和8年8月末時点36人。
- 産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の出向元事業所数及び出向労働者数は、制度創設以降、概ね横ばい。

産業雇用安定センターによる出向実績（全国・石川県比較）

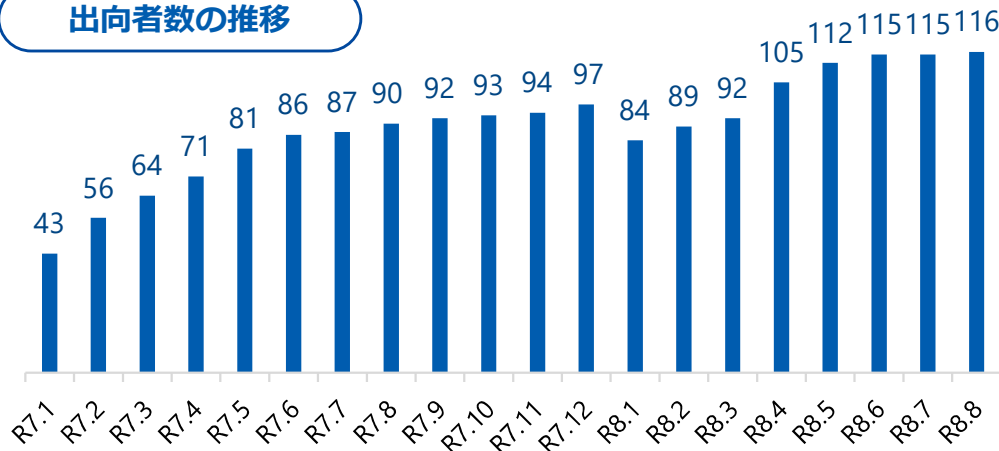
	令和5年度	令和6年度 (前年度比)	令和7年度 (前年度比)	令和8年度 8月末時点 (前年同期比)
全国	1,813人	1,613人 (11.0%減)	1,757人 (8.9%増)	583人 (26.6%減)
石川	43人	96人 (125.9%増)	164人 (70.8%増)	36人 (52.0%減)

- 事業主に対する説明会：17回 参加事業所：のべ200事業所
- マッチング会：2回 参加出向元：のべ8事業所
参加出向先：のべ11事業所
- 事業所への訪問回数：300事業所 のべ1,396回訪問
- 出向先登録企業数：135事業所
- 産業雇用安定センターの職員が、雇調金新特例を利用しながら出向を未実施の124事業所を1件1件訪問し、企業のニーズを把握しながらマッチングを促進。

出向元事業所数の推移



出向者数の推移



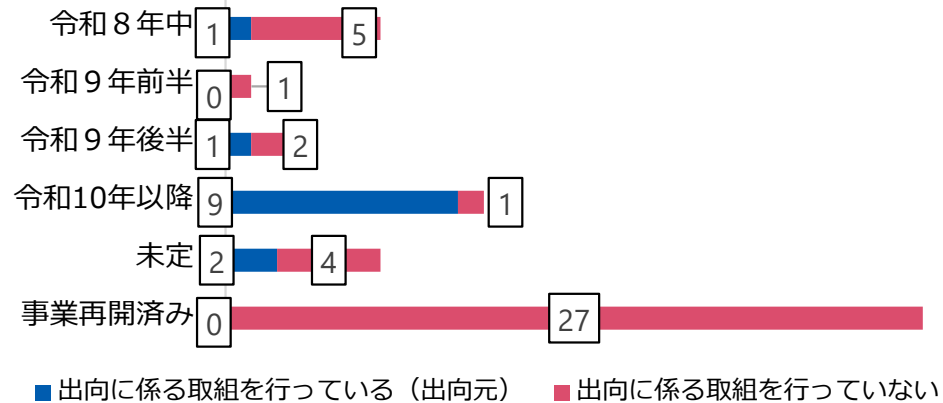
令和8年8月までに提出された産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の実施計画をもとに当該月に出向予定となっている出向元事業所数及び出向者数を集計

産業雇用安定助成金受給事業所等へのアンケート調査結果（令和8年6月1日時点）

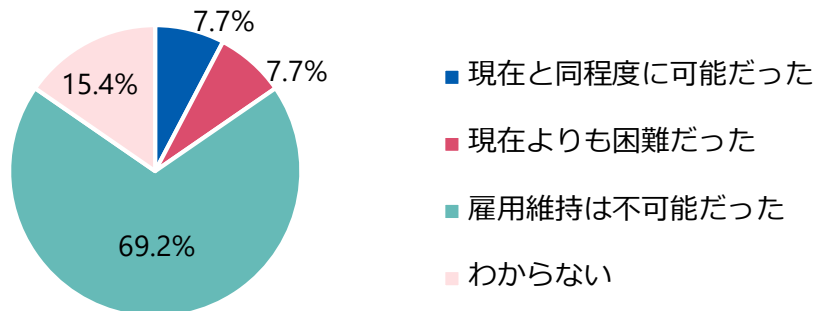
- ・ 出向元事業所の営業再開予定時期は「令和10年以降」が9社（69%）で最も多かった。
- ・ 出向元事業主の77%、出向先事業主の61%が、産雇金がなかった場合は雇用維持（出向受入）が「現在よりも困難」または「不可能」だったと回答。

営業再開予定時期

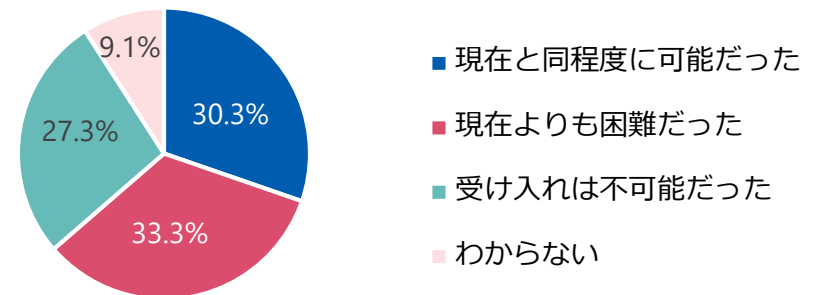
出向元事業所13社／出向に係る取組を行っていない事業所40社



産雇金がなかった場合、雇用維持は可能だったか （出向元事業主） n = 13



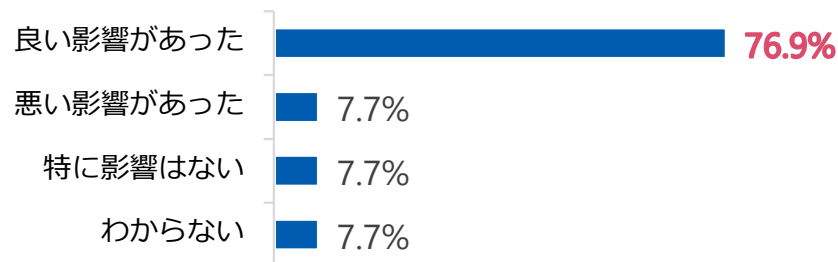
産雇金がなかった場合、出向の受入れは可能だったか （出向先事業主） n = 33



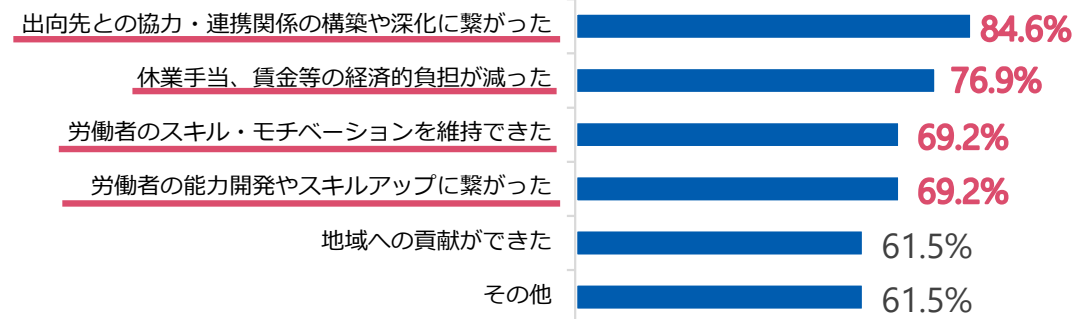
産業雇用安定助成金受給事業所等へのアンケート調査結果（令和8年6月1日時点）

- ・ 出向元事業所における良い影響としては、「出向先との協力・連携関係の構築や深化につながった」が85%、「経済的負担が減った」が77%、「労働者のスキル・モチベーションを維持できた」「労働者の能力開発やスキルアップにつながった」が69%、「地域への貢献ができた」が62%と、1年前の調査と同様の傾向が見られた。
- ・ 出向先事業所における良い影響としては、「人材確保につながった」が67%と最も多く、「社会貢献になった」が52%、「出向者を通じて新しい知見を得られた」が49%、「自社の従業員のスキルアップになった」が33%と続いた。

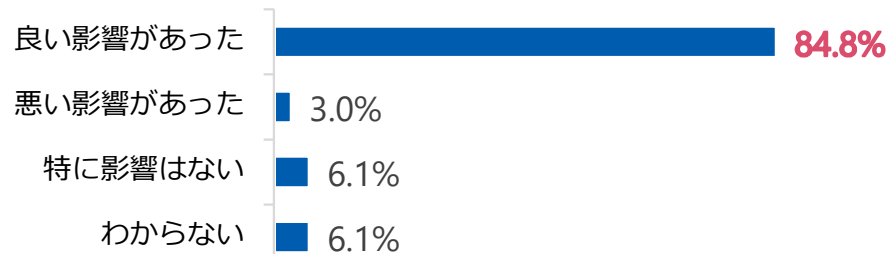
出向による影響（出向元） n = 13



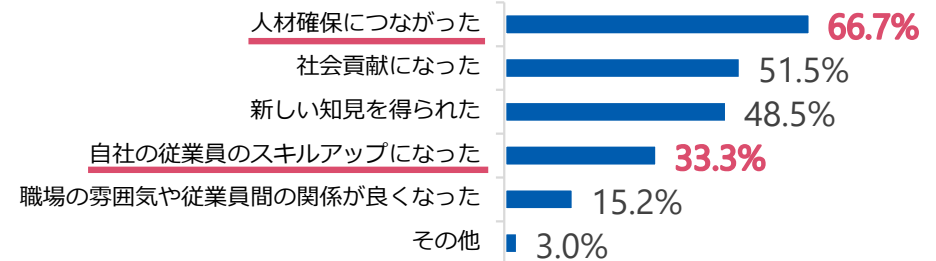
出向による良い影響の内容（出向元／複数回答） n = 13



出向による影響（出向先） n = 33



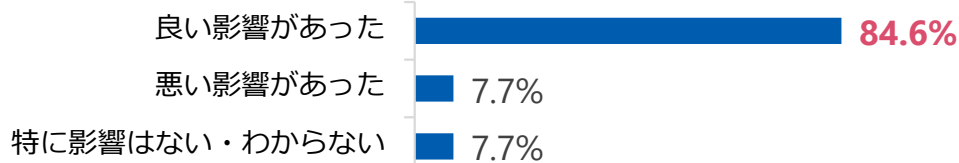
出向による良い影響の内容（出向先／複数回答） n = 33



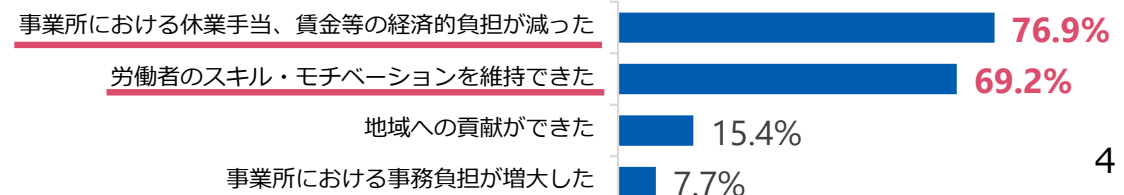
（参考）令和7年10月17日第216回職業安定分科会 資料1より抜粋

令和7年1月以降に労働者を出向させたと回答した13事業所の状況

出向は事業所にどのような影響があったか



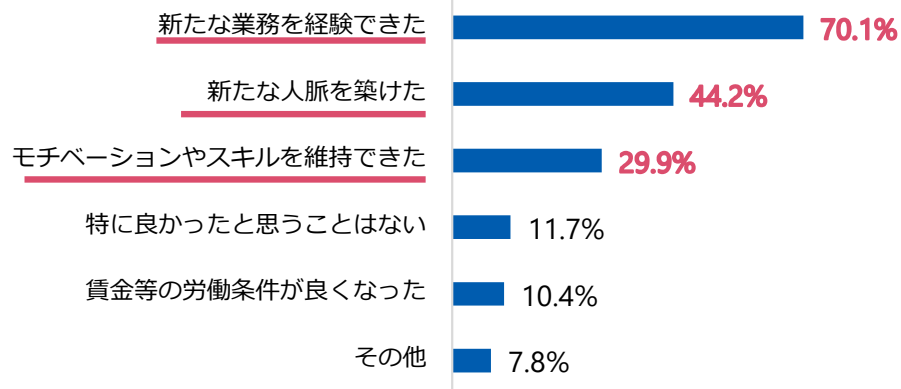
具体的な影響（複数回答）



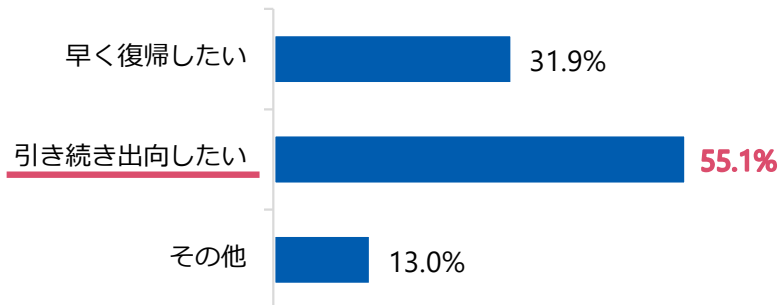
産業雇用安定助成金受給事業所等へのアンケート調査結果（令和8年6月1日時点）

- ・ 出向して良かったこととしては、「新たな業務を経験できた」が70%、「新たな人脈を築けた」が44%、「モチベーションやスキルを維持できた」が30%。
- ・ 「事業再開まで引き続き出向を希望するか」という問いに対し、「引き続き出向したい」が55%。

出向して良かったこと n=77



引き続きの出向を希望するか n=69

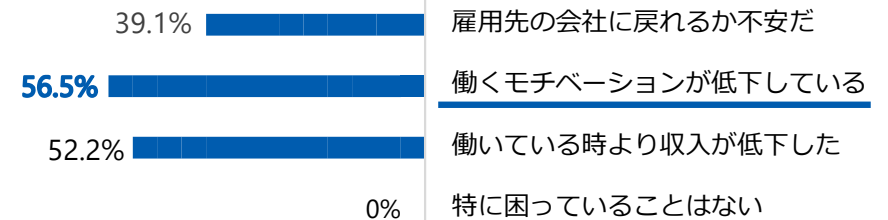


（参考）令和7年10月17日第216回職業安定分科会

資料1を一部加筆

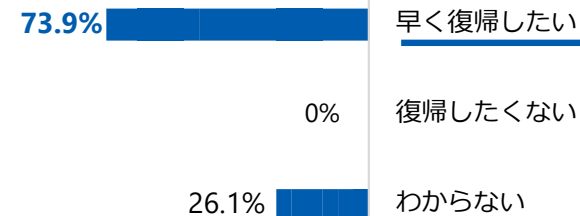
休業者が困っていること

全部休業者(n=23)



早期復帰について

全部休業者(n=23)



石川県知事から厚生労働大臣への要望事項(概要)

1. 産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース)の令和10年末までの支援期間の再延長
2. 産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース)の日額上限について、最低賃金の上昇、価格転嫁や中東情勢などの近年の社会事情を踏まえた継続的な引き上げ